

## 海岸保全施設維持管理マニュアル改訂調査委員会（第3回）議事概要

日 時：平成26年1月21日（火）10：30～12：30

場 所：中央合同庁舎3号館 11階 特別会議室

出席者：横田委員長，宇多，佐藤，水谷，岩波，金田，諏訪，浅井，加藤，  
外城（松橋），成田，美作（三浦），石垣 各委員

### 1. 主な議事

○事務局より、マニュアル改訂(案)の説明がなされ、意見交換を行った。

### 2. 主な意見等

#### 【マニュアル改訂（案）全体、長寿命化計画について】

- 背後地住民、利用者の安全を確保することも大切な目的。海岸管理の趣旨からも、対象を重点化する意味からも、背後地や利用者の安全確保という観点を明確に記載してはいかがか。これにより、早急な健全度評価や手当てが必要な場所を推定できると考える。
- 長寿命化計画を活用するとどのような良いことがあるのかを事例を加えるなどで示して欲しい。
- 侵食による破壊の事例が多いため、もっと充実させたほうがよい。作成については協力する。
- 「予算の平準化」であればわかるが「ライフサイクルコストの平準化」では意味がよくわからないので記述を精査すること。
- 目次等で巡視（パトロール）は、定期点検の後に記載されているが、実際の作業の順序を考慮すると、定期点検の前項に記載するべきではないか。
- 予算が少ない中であって、これまでの網羅的な点検ではなく、重点箇所を見落とさない、ということを実行的・優先的に行える内容となっていることが重要である。
- 堤防・護岸の前に砂浜がある場合、侵食により砂浜が消失し、堤防には空洞ができる等の変状が見つかるが、堤防を補修しても前面地盤高が低下すれば転倒する可能性がある。マニュアルでは施設のみをチェックして、必要に応じて補修するというような記述に捉えられたが、根本の原因を除去する対応ができるようになっているか。
- マニュアルでは「防護機能」を主とする流れであるが、海岸法第一条では、防護・環境・利用を目的としているため、環境や利用も目的であることをわかるようにするべき。
- 点検、長寿命化計画の策定は誰がやるのか、また、国としては何をやるべきなのかについて明確に記載してはどうか。
- 構造がわからない施設については、どのように扱うのか。
- 構造が確認できない施設についてどうするかということや、予算が無くて対策が困難であるという問題を、本マニュアルに入れると記述が難しくなる。本マニュアルは維持管理

で技術上あるべき姿を示し、ある程度情報・予算・人手もあることを前提として考えるのがよいのではないか。

- 構造が確認できない施設等の取り扱いや予算が無い場合十分実行できない場合の対応方法等の運用面については、別にガイドライン等で示すことで良いのではないか。
- 予防保全と事後保全については、読み手によって解釈が異なることが問題である。定義のみの問題だと考えており、別の用語を使うか、本マニュアルで海岸保全施設としての定義づけを最初に行う必要がある。
- OP51の長寿命化計画を策定する計画期間について、事例を示した方がよい。計画の策定にあたっては、補修の効果や費用、時期等も勘案して期間を考えるべきである。

### 【点検方法、項目等について】

- OP37の波返工の変状現象の確認では、差し筋に関する項目を除いているが、外力を受ける際には効いてくるので、点検対象には入れてはどうか。
- OP61表-7.1海岸保全施設の対策工法（補修等）の例に、工種に「砂浜」との記載はおかしいが、「砂浜」が加えられたのは大きな進歩である。マニュアルの中で、もう少し強調してほしい。
- OP19の「劣化・被災しやすい箇所の抽出」の目的または内容に、「被災履歴」の項目を追加してほしい。
- 全てのスパンで点検シートを完成した上で長寿命化計画を作成する案になっているようであるが、全てのスパンの点検シートを完成させることが迅速に行えるのか疑問。徐々に充実させていくようにしてはいかがか。
- OP15の海岸保全施設は外力を受けた際に壊れることが多いので、異常時点検の記述をマニュアルの中で格上げして、積極的に行うことで今後のためになるということを記載してほしい。
- OP19の「事前の状態把握のための調査」には、日頃の現場の情報を反映させるために、「日常的な巡視」も追加した方がよいのではないか。
- OP21の変状進行のイメージ図で、施設前面の地盤高が下がっていないのが、実際の侵食の考え方を捉えていない。前面の地盤を左から右に下げて表現すること。
- OP26の枠内の「定期点検は……一次点検と二次点検が含まれる。」という表現は、「定期点検は……一次点検と二次点検からなる。」とすること。
- 巡視（パトロール）は、誰が実施することを想定しているのか、記載すべき。
- OP28の枠内の書き振りについて、「必要に応じてその変状の規模を把握するため」ではなく、「原則としてその変状の規模を把握するため」とした方がよいのではないか。
- OP36の「図-5.2中のハッチング箇所」という記載があるが、図中では、堤体のハッチングと誤解される恐れがあるので、修正すること。
- 砂浜に対する点検の目的は、「吸い出しによる空洞化の発見」を把握することとあり、空洞化の発見のみでは対応が遅くなる恐れがあるので、例えば、浜幅について保全の目安をつくるなど、できれば具体的にわかりやすいものにして欲しい。

- 付録2について、巡視（パトロール）シートに劣化・変状の程度の判断を求める項目の例が記述されている。巡視（パトロール）の位置づけを考慮して、フォーマットや記録事例を見直すべき。
- OP12の巡視（パトロール）の記載について、1次点検や2次点検の記載ぶりと区別するため、例えば前段に「日常的に行う点検」等と追記してはどうか。

### 【用語の定義等について】

- 「事後保全」の定義について、被災を待つ、というニュアンスで捉えられるような誤解を招きかねない表現であるので記載を工夫すべき。
- 施設を直すという場合、災害の後に壊れたものを直すことを考えると定期的に徐々に劣化していくものを予防保全で直す場合と、それ以外で直す場合がある。
- 二つに分類するならば、「予防保全」はそのまま残し、「事後保全」は予防保全を越えて行う保全全部ということになる。事後保全は、港湾では一般的にかなり劣化が進行して、直すときにかなり手を加えたり、供用を停止したり、非常に大がかりなことをしなければ性能を回復できないような状態で行われるものである。更新については事後保全を含む場合と、別になっている場合がある。既に傷んでいる場合の対策について、具体的に「補修、更新、撤去、立ち入り禁止」等についてマニュアルに記載してもよいのではないか。
- 予算の問題で、予防保全がやりたくても事後保全になってしまった、ということが想定できるので、事後保全についても明記することは重要。
- ここでは、「ライフサイクルコスト」とは、更新まで入れた概念であると思う。マニュアルの後ろの方の部分にもわかるように記載してみたいか。
- OP5の3つの特徴のうちの③で、「…向上していく必要がある。」という記載があるが、主語も明記すること。また、内容についても具体的に記述したほうがよい。

### 【その他】

- 市町村の海岸管理者の担当でも、予防保全、事後保全についてわかり易いようにイメージ図を挿入してほしい。

以 上